# スマート・ナビオリジナル コンテンツ 「テレビde通訳 | 利用規約

(利用規約の適用)

## 第1条

- 1. 本「『テレビde通訳』利用規約」(以下「本個別規約」といいます。) は、株式会社スマート・ナビ (以下「当社」といいます。) が提供するオリジナル サービス「テレビde通訳」について、その利用及び提供条件を定めるものです。
- 2. 本個別規約は、当社が別途定める「スマート・ナビオリジナルコンテンツ利用規約」(以下「利用規約」といいます。)に基づく個別規約であり、「テレビde通訳」の利用にあたっては、利用規約と本個別規約が一体として適用されるものとします。なお、利用規約と本個別規約の定めに矛盾又は抵触がある場合は、別段の定めがない限り、本個別規約が優先的に適用されるものとします。
- 3. 本個別規約に用いられる用語の定義については、別段の定めがない限り、利用規約の定めに従うものとします。
- 4. 契約者は、本個別規約及び利用規約に同意の上で「テレビde通訳」を利用するものとし、利用にあたっては本個別規約及び利用規約を遵守するものとします。
- 5. 本個別サービス(次条に定義するものとし、以下同じとします。)は、契約者たる事業者による事業(営業)のための利用に供されるものであり、本個別サービスの利用契約は、契約者たる事業者が事業(営業)として締結することを前提としています。
- 6. 本個別サービスの利用契約の締結資格を有する契約者は、本個別サービスをその事業(営業)のために利用し、又は利用契約をその事業(営業) として締結する事業者に限られます。従って、本個別サービスは、一般消費者等に適用される法令・制度等の適用対象外であり、契約者は、いわゆるクーリング・オフ制度による申込みの撤回又は解除等を行うことはできません。

(定義)

#### 第2条

本個別規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用されています。

- (1)「本個別サービス」とは、本個別規約に基づき当社が契約者に本サイトを通じて提供する、多機能情報端末向けの通訳サービス「テレビde通訳 | をいいます。
- (2) 「本サイト」とは、当社が運営する本個別サービスに関する情報を提供するウェブサイト(URL: http://www.smartnavi.co.jp/)をいいます。
- (3)「情報端末」とは、利用規約に定義される利用端末のうち、本個別サービスの利用のために必要となる多機能情報端末機器をいうものとします。なお、本個別サービスを利用することができる情報端末は、第4条第1項第10号及び当社が通知により随時指定する情報端末機器に限られるものとします。
- (4)「料金表」とは、当社が本個別サービスの利用料金及び解約金その他の料金等に関する事項を定めた規定をいいます。料金表は、利用規約及び本個別規約と一体として本個別サービスの利用に際して適用され、利用契約の一部を構成するものです。なお、料金表は、経済情勢その他当社の事業上の理由により、当社が通知することにより改定されることがあるものとし、契約者は、予めこれを了承します。

(本個別サービスの利用資格及び利用条件)

- 1. 第3条利用規約第2条第2項の定めにかかわらず、本個別サービスの利用は、以下各号の者について認められる者とします (以下「利用者」といいます。)。
  - (1) 契約者
  - (2) 契約者の役員及び従業員
  - (3)契約者の管理・監督の下で、契約者が管理・運営する施設等にて、情報端末の利用を行う者(法令上及び契約上、情報端末の利用を行うことが適法かつ有効に認められている者に限ります。)
- 2. 契約者は、自己が利用規約及び本個別規約を遵守することはもちろん、前項第2号又は第3号記載の利用者に対して、利用規約及び本個別規約の 定めを遵守させるものとし、利用者の行為はすべて契約者自身の行為としてその一切の責任を負うものとします。

(本個別サービスの利用等)

### 第4条

- 1. 契約者が受けることのできる本個別サービスの内容詳細は、以下の各号に定める通りとします。
  - (1) 本個別サービスの利用が可能な時間帯は、別途当社が本サイトにおいて定める通りとします。
  - (2)本個別サービスとして提供される通訳サービスの内容は、利用者の言葉を通訳して伝言することとし、その方法は、契約者が情報端末にて当社指定の操作を行うことにより通訳オペレーター(以下「オペレーター」といいます。)にアクセスし、当該オペレーターが日本語を英語/中国語/韓国語/スペイン語/ポルトガル語及び当社が定める言語に、英語/中国語/韓国語/スペイン語/ポルトガル語及び当社が定める言語を日本語に訳して契約者に伝えることによるものとします。
  - (3) 通訳内容のレベルは、主に旅行者が一般に日常会話として行う程度のものとし、本個別サービスは専門用語を含む内容、専門知識や事前知識がないと把握が容易でない内容などに関する通訳には対応しておりません。
  - (4)本個別サービスは、カメラ機能を利用した翻訳だけを目的とした依頼等、本条に定める範囲を超えた通訳・翻訳等の依頼には、対応しておりません。
  - (5)1回当たりの通話時間の上限は、当社が別途定める料金表(以下「料金表」といいます。)に定める場合を除き、15分を目安とします。
  - (6) 通話時間は当社にて計測するものとし、1回の本個別サービスの利用における1分未満の利用時間については、分単位に切り上げるものとします。
  - (7) 通訳の対象として利用者がオペレーターに対して通訳を依頼した言葉・内容が、本個別サービスに適するものかどうかの判断は、当社が判断するものとし、本個別サービスの対象とならず、オペレーターによる通訳が行われなかった場合であっても、契約者は当社に対し、異議申立て、苦情、請求等を行わないものとします。
  - (8)本個別サービスを通じて提供される情報・結果等については、当社はその内容等についていかなる保証も行わず、また、それに起因する損害についてもいかなる責任も負わないものとし、契約者及び利用者は、自己の責任において情報・結果等の採否を決定するものとします。当社(オペレーターを含みます。)は、契約者又は利用者が本個別サービスにより損害を被った場合でも、損害賠償責任その他如何なる責任も負わないものとします。
  - (9)契約者は、同時間帯に当社に本個別サービスの利用コールが集中すると、つながりにくい状況が発生する可能性があることを予め承諾するものとし、利用者にもこれを了承させるものとします。
  - (10) 契約者は、本個別サービスを利用するための情報端末を、自己の費用と責任において調達するものとします。本個別サービスを利用できる情

報端末は、iPad 2/iPhone 4以降のモデル、又はiPodtouch第 4世代以降のモデルで、AppleInc.が取り扱うサービスであるFaceTimeが利用できる環境が整っているものに限られるものとします。なお、パケット通信料その他の本個別サービスを利用するための情報端末から発生する費用は、すべて契約者の負担になります。

- 2. 本個別サービスに関する著作権、特許権、その他の知的財産権、所有権その他の一切の権利は、当社又は当社の指定する本個別サービスの提供 元事業者その他第三者に帰属します。契約者は、予めこれを了承の上、本個別サービスを利用するものとします。
- 3. 本個別規約第3条に定める利用者が、本個別サービスを利用するにあたり、本個別サービスを提供するオペレーターに対して、自己若しくは第三者をして次の各号の行為を行わないものとします。
  - (1)オペレーターを取材、撮影する行為
  - (2)オペレーターの肖像権、パブリシティー権、その他一切の権利若しくは利益を侵害する行為、又は当該行為が行われていると明確に疑われる 行為
  - (3) 当社ならびにオペレーターを雇用している会社及びオペレーターの人材派遣を行っている会社に対し、迷惑、若しくは不利益ないし損害を与える行為、又は当該行為が行われていると明確に疑われる行為
  - (4) オペレーターのメールアドレス、氏名、画像、その他の個人情報を不正に利用する行為
  - (5) 公序良俗に反する行為、法令や条例に違反する行為、又は当該行為が行われていると明確に疑われる行為
  - (6)前各号に、類似する行為で、本個別サービスの運営を妨げ、又は本個別サービスの提供に支障をきたす行為又当該行為が行われていると明確 に疑われる行為

#### (当社による本個別サービスの提供の拒否等)

#### 第5条

- 1. 本個別規約第3条に定める利用者が、本個別サービスを利用するにあたり、次の各号に定める場合においては、当社は本個別サービスの提供を拒否することができるものとします。
  - (1) 利用者が条約、法令、条例、通達などによって電話の利用が禁止又は制限されている場所から本個別サービスの提供を求める場合
  - (2) 利用者が条約、法令、条例、通達などによって第三者との会話が禁止又は制限されている場所から本個別サービスの提供を求める場合
  - (3) 利用者が求める本個別サービスの内容が犯罪に該当するおそれがあると判断される場合、又は犯罪に利用される可能性があると当社が判断する場合
  - (4) 利用者が求める本個別サービスの内容が条約、法令、通達などに違反する、又は違反するおそれがあると当社が判断する場合
  - (5) 利用者が求める本個別サービスの内容(依頼内容を含む。)や当社が本個別サービスを提供することが公序良俗に反する、又はその可能性があると当社が判断する場合
  - (6)通信機器の故障・不具合若しくは電話事業者側の技術的問題により、又は電波受信状況など発信者の責めに帰すべきではない理由により、 通話が切断された場合、又は通話することが不可能な通信状況となった場合
  - (7) オペレーターの電話が全線通話中の為、通話が不可能な場合
  - (8) 契約者が会話を継続できる状態でない (酩酊状態、興奮状態等を含みます。) と当社 (オペレーターを含みます。) が判断した場合
  - (9) 通訳内容が賭博やそれに関する事柄だった場合
  - (10) 通訳内容が風俗やそれに関する事柄だった場合や、通訳内容に不適切な表現を含む可能性がある場合
  - (11) 当社、契約者、利用者若しくは第三者の名誉又は信用を毀損、誹謗中傷する行為、又はそのおそれがある場合
  - (12) 通訳内容が法律問題に関わり、契約者又は利用者に被害が及ぶおそれのある場合
  - (13) 通訳内容が金銭、金銭保証における代理の依頼など、契約者又は利用者に多大な損害が発生する可能性がある場合
  - (14) 利用者の依頼の内容が極めて特殊な専門性を要する内容である場合
  - (15) 本個別サービスの提供元事業者の事情により本個別サービスを提供することができない場合
  - (16) その他、当社が本個別サービスを提供することが不適当又は不可能若しくは著しく困難と判断する場合
- 2. 利用規約に定める事項に加え、利用者が、正当な事由もなく長時間の電話をしたり、同様の繰り返し電話を過度に行ったり、又は当社(オペレーターを含みます。)に対して不当な義務履行を要求したり、威嚇、嫌がらせ、恐喝若しくは脅迫に類する行為をしたり等、本個別サービスの通常の利用の範囲を超えた行為をすることで、当社の業務に支障を与え、又はそのおそれがあると当社が判断した場合、当社は、当該利用者及び契約者に対する本個別サービスの提供を停止し、当該利用者及び契約者による本個別サービスの全部又は一部の利用を停止し、又は利用契約の全部若しくは一部を解除することができるものとします。
- 3. 当社は、前二項の措置により、契約者、利用者又はその他の第三者が損害を被った場合であっても、一切責任を負わないものとします。
- 4. 本条に基づく本個別サービスの利用停止措置等が執られた場合であっても、本個別サービスの利用に基づき発生した契約者の一切の債務は、その履行が完了するまで消滅しないものとします。

## (内容・機能・仕様等の変更等)

### 第6条

- 1. 本個別サービスの全部若しくは一部の内容・機能・仕様等(本個別規約に定める内容を含みます。)については、当社の任意の裁量により、追加、削除、変更等(以下「変更等」といいます。)がなされることがあり、契約者は予めこれを了承するものとします。なお、変更等が行われる場合は、当社は当社のホームページの掲載する方法その他当社が任意に定める方法に従って、変更等を行う旨及び変更等の内容を公表等するものとします。
- 2. 前項による本個別サービスの内容・機能・仕様等の変更等によって、契約者に損害、損失、不利益等が生じた場合であっても、当社は何らの責任も負わないものとします。

## (本個別サービスの利用料金)

### 第7冬

- 1. 利用規約第9条に基づく本個別サービスの利用料金は、当社が別途定める料金表によるものとします。なお、本個別サービスの利用が1ヶ月に満たない場合であっても、本個別サービス利用開始月を除き、月額の利用料金の日割計算は行われません。
- 2. 契約者は、利用料金を、当社の指定する金融機関口座への振込み、又は、その他当社が定める方法にて、当社が指定する期日(当該期日が金融機関等の休業日の場合はその前営業日)までに支払うものとします。なお、振込手数料等、支払いに係る費用は、契約者の負担とします。
- 3. 契約者が当社に対して支払った利用料金は、理由の如何にかかわらず、一切返金されないものとします。

### (解約等)

### 第8条

1. 契約者が、利用契約の解約を行うことを希望する場合、契約者は当社に対し、当社が指定する方法にて解約の申請を行うものとします。

- 2. 前項の申請に基づき、当社は、当社所定の手続きに従い、解約の処理を行うものとします。なお、暦月で25日までに当社に到着した解約の申出に係る利用契約については、当該申出に不備がなく当社にて適正に解約処理が完了することを条件に、原則として解約申出到着月の末日を解約日とし、26日以後に当社に到着した解約の申出に係る利用契約について、当該申出に不備がなく当社にて適正に解約処理が完了することを条件に、原則として解約申出到着月の翌月末日を解約日とします。
- 3. 前項に基づき、契約者が利用契約を契約期間内に解約する場合(第10条に定める契約延長期間における解約は含みません。)、契約者は、当社に対し、当社の請求に従い、料金表に定める解約金の支払いを行わなければなりません。なお、解約金の支払いは、当社からの別段の指定がない限り、解約がなされる月の利用料金の支払いとともに行うものとします。

#### (第三者への委託)

#### 第9条

- 1. 当社は、本個別サービスの提供に伴う業務の一部又は全部を、契約者若しくは利用者への通知を行うことなく、当社の業務提携先又はその他第三者(以下総称して「再委託先」といいます。)に委託できるものとします。
- 2. 当社は、再委託先に対し、本個別サービスの提供のために必要な範囲において、契約者にかかる情報(登録情報、個人情報、本個別サービスの利用状況・利用履歴等を含みます。以下同じ。)を提供することができるものとし、契約者は再委託先による当該情報の利用につき、予め承諾するものとします。

#### (本個別サービスの利用契約期間)

### 第10条

- 1. 本個別サービスの利用契約は、利用契約の申込みに基づき、当社にて登録手続きが完了した日から開始します。
- 2. 本個別サービスの利用契約期間は、料金表に別途記載がある場合を除き、前項に定める利用契約開始日から開始し、利用開始日の属する月を1ヶ月目として12ヶ月目の末日までとします。但し、利用契約期間終了月の前月の26日から利用契約期間終了月の25日までに、契約者及び当社のいずれからも利用契約を終了する旨の意思表示がない限り、利用契約の契約期間は、同一条件にてさらに1ヶ月間自動的に延長されるものとし、以後も同様とします。

## (規定外事項)

## 第11条

本個別規約に定めのない事項については利用規約に従うものとします。

株式会社スマート・ナビ

平成24年1月27日制定 平成24年4月1日改訂 平成24年5月14日改訂 平成24年7月1日改訂 平成25年2月1日改訂 平成25年7月3日改訂 平成25年12月9日改訂 平成27年8月4日改訂 平成27年11月1日改訂

以上